

訴 状

令和4年3月 日

東京地方裁判所 民事部 御中

当事者訴訟等請求事件

原告兼その余の原告ら訴訟代理人 弁護士 木 原 功 仁 哉

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとほり

請求の趣旨

- 一 被告 Meta Platforms, Inc.及び被告 Facebook Japan 株式会社は連帯して、
 - 1 別紙原告第1目録1記載の原告らに対し、同原告らに行つた別紙第1侵害行為目録記載の行為を取り消して原状回復の措置をとらなければならない。
 - 2 別紙原告第1目録2記載の原告らに対し、別紙第1侵害行為目録記載と同様の侵害行為をしてはならない。
- 二 被告 GOOGLE LLC、被告 YOUTUBE LLC 及び被告グーグル合同会社は連帯して、
 - 1 別紙原告第2目録1記載の原告らに対し、同原告らに行つた別紙第2侵害行為目録記載の行為を取り消して原状回復の措置をとらなければならない。
 - 2 別紙原告第2目録2記載の原告らに対し、別紙第2侵害行為目録記載と同様の侵害行為をしてはならない。
- 三 被告 Twitter 株式会社及び被告 Twitter Japan 株式会社は連帯して、
 - 1 別紙原告第3目録1記載の原告らに対し、同原告らに行つた別紙第3侵害行為目録記載の行為を取り消して原状回復の措置をとらなければならない。
 - 2 別紙原告第3目録2記載の原告らに対し、別紙第3侵害行為目録記載と同様の侵害行為をしてはならない。
- 四 1 被告国が、前記第一項ないし前記第三項の被告らから別紙原告第1目録ないし別紙原告第3目録の各1に記載された原告らになされた別紙第1侵害行為ないし別紙第3侵害行為を中止させて原状回復させる措置を講じなかつたことは違憲違法であることを確認する。
 - 2 被告国が、原告らに対し、前記第一項ないし前記第三項の被告らから別紙第1侵害行為目録ないし別紙第3侵害行為目録に記載された行為と同様の侵害行為がなされない予防措置を講ずる義務があることを確認する。
- 五 1 被告 Meta Platforms, Inc.、被告 Facebook Japan 株式会社及び被告国は連帯して、別紙原告第1目録記載の原告らに対し、それぞれ各金30万円及び本訴状送達の日翌日か

ら支払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。

2 被告 GOOGLE LLC、被告 YOUTUBE LLC、被告グーグル合同会社及び被告国は連帯して、別紙原告第2目録記載の原告らに対し、それぞれ各金30万円及び本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。

3 被告 Twitter 株式会社、被告 Twitter Japan 株式会社及び被告国は連帯して、別紙原告第3目録記載の原告らに対し、それぞれ各金30万円及び本訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払へ。

六 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに第五項について仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第一 本件訴訟の概要

本件は、全世界的に寡占化されたソーシャルメディアである被告国以外の被告ら（以下「SM」といふ。）と、そのサービスの利用契約を締結した原告らが、その利用契約には、WHO（世界保健機関）が中共の武漢から拡散したRNAウイルス（SARS-CoV2）を「COVID-19」（SARS-CoV2）と命名したウイルス（以下「武漢ウイルス」といふ。）の存否、PCR検査の非科学性、遺伝子組み換えワクチンの危険性など、公権力による情報の隠蔽、捏造、情報操作を批判して、真実の情報を提供しやうとする数多くの公益的、公共的な情報や言論の発信を制約する規定が全く存在しないにもかかわらず、その記述及び映像内容（コンテンツ）やユーザーアカウントをSMが一方的に削除する事例が多発してることから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といふ。）第24条に基づいて、これらの情報や意見を発信し続けてゐる原告らに対する侵害を停止ないしは予防する請求をなし、さらに、被告国に対しては、SMによつて原告らを含む多くの国民の言論空間が著しく制限されてゐる状況を知りながら、憲法第13条に基づいて、国民の自由と権利を立法その他の国政で最大の尊重を必要とする義務などがあるにもかかわらず、これを怠り続けてゐる不作為を是正させるために、行政事件訴訟法第4条の実質的当事者訴訟として、原告らと被告国との憲法及び条約上の公法的な法律関係に基づき、当該不作為が違憲違法であることの確認の訴を提起し、被告ら全員に対して、債務不履行ないしは不法行為を理由とする損害賠償を請求するものである。

第二 当事者

一 原告

1(1) 別紙原告第1目録（以下「第1目録」といふ。）1記載の原告ら（以下「原告第1-1」といふ。）は、いずれも後記被告1との間で被告1の管理するソーシャ

ルメディアである Facebook の利用規約 (<https://www.facebook.com/terms.php>)

による利用契約（以下「第 1 契約」といふ。）を締結して、被告 1 のサービスを利用してゐる者であり、後記第三の二 2(1)のポリシー条項によつて、第 1 原告に対する別紙第 1 侵害行為目録（以下「第 1 侵害目録」といふ。）のどほり、記述及び映像を配信した内容等（以下「コンテンツ」といふ。）を削除される侵害行為を受けた者である。

- (2) また、第 1 目録 2 記載の原告ら（以下「原告第 1-2」といふ。）は、いずれも後記被告 1 との間で被告 1 の管理するソーシャルメディアである Facebook の利用規約 (<https://www.facebook.com/terms.php>) による利用契約（以下「第 1 契約」といふ。）を締結して、被告 1 のサービスを利用してゐる者であるが、前記(1)のやうな被告 1 による侵害行為を未だ受けてゐないが、将来においてその恐れがある者である。

- 2(1) 別紙原告第 2 目録（以下「第 2 目録」といふ。）1 記載の原告ら（以下「第 2-1 原告」といふ。）は、いずれも後記被告 2 との間で被告 2 の管理するソーシャルメディアである YouTube の利用規約 (<https://policies.google.com/terms?hl=ja>)

による利用契約（以下「第 2 契約」といふ。）を締結して、被告 2 のサービスを利用してゐる者であり、後記第三の二 2(2)のポリシー条項によつて、第 2 原告に対する別紙第 2 侵害行為目録（以下「第 2 侵害目録」といふ。）のどほり、配信したコンテンツを削除される侵害行為を受けた者である。

- (2) また、第 2 目録 2 記載の原告ら（以下「原告第 2-2」といふ。）は、いずれも後記被告 2 との間で被告 2 の管理するソーシャルメディアである YouTube の利用規約 (<https://policies.google.com/terms?hl=ja>) による利用契約（以下「第 2 契約」といふ。）を締結して、被告 2 のサービスを利用してゐる者であり、前記(1)のやうな被告 2 による侵害行為を未だ受けてゐないが、将来においてその恐れがある者である。

- 3(1) 別紙原告第 3 目録（以下「第 3 目録」といふ。）1 記載の原告ら（以下「第 3-1 原告」といふ。）は、いずれも後記被告 3 との間で被告 3 の管理するソーシャルメディアである Twitter の利用規約 (<https://twitter.com/ja/tos>) による利用契約（以下「第 3 契約」といふ。）を締結して、被告 3 のサービスを利用してゐる者であり、後記第三の二 3(2)のポリシー条項によつて、第 3 原告に対する別紙第 3 侵害行為目録（以下「第 3 侵害目録」といふ。）のどほり、配信したコンテンツを削除される侵害行為を受けた者である。

- (2) また、第 3 目録 2 記載の原告ら（以下「原告第 3-2」といふ。）は、いずれも後記被告 3 との間で被告 3 の管理するソーシャルメディアである Twitter の利用規約 (<https://twitter.com/ja/tos>) による利用契約（以下「第 3 契約」といふ。）を締結して、被告 3 のサービスを利用してゐる者であり、前記(1)のやうな被告 3 によ

る侵害行為を未だ受けてゐないが、将来においてその恐れがある者である。

二 被告

- 1(1) 被告 Meta Platforms, Inc. (旧名称・FACEBOOK。以下「被告 1-1」といふ。)は、アメリカ合衆国カリフォルニア州メンローパークに本社を置くテクノロジーコンダグロマリットであり、Facebook の利用規約 (<https://www.facebook.com/terms.php>) による利用契約 (第 1 契約) を世界の多くの人々との間で締結して、Facebook の運営管理を行つてそのコンテンツの配信による利用の提供を行つてゐる外国法人である。
- (2) 被告 Facebook Japan 株式会社 (以下「被告 1-2」といふ。)は、被告 1-1 の完全子会社であり、被告 1-1 と共同してインターネットなどでの情報サービスを提供する日本法人である。
- (3) 以下、共同で経営されてゐる被告 1-1 及び被告 1-2 を併せて「被告 1」といふ。
- 2(1) 被告 GOOGLE LLC (以下「被告 2-1」といふ。)は、インターネット関連のサービスと製品に特化したソーシャルメディアのアメリカ合衆国の企業 (LLC) であり、被告 YOUTUBE LLC を買収して子会社として、YouTube の利用規約 (<https://policies.google.com/terms?hl=ja>) による利用契約 (第 2 契約) を締結して、YouTube の運営管理を行つてそのコンテンツの配信による利用の提供を行つてゐる外国法人である。
- (2) 被告 YOUTUBE LLC (以下「被告 2-2」といふ。)は、被告 2-1 を親会社として共同で経営されるするオンライン動画共有プラットフォームである。
- (3) 被告グーグル合同会社 (以下「被告 2-3」といふ。)は、被告 2-1 の完全子会社であり、被告 2-1 と共同してインターネットなどでの情報サービスを提供する日本法人である。
- (3) 以下、共同で経営されてゐる被告 2-1、被告 2-2 及び被告 2-3 を併せて「被告 2」といふ。
- 3(1) 被告 Twitter 株式会社 (以下「被告 3-1」といふ。)は、アメリカ合衆国・カリフォルニア州サンフランシスコに本社を置く Twitter, Inc. のソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) であり、Twitter サービス利用規約 (<https://twitter.com/ja/tos>) による利用契約 (第 3 契約) を締結して、Twitter の運営管理を行つてそのコンテンツの配信による利用の提供を行つてゐる外国法人である。
- (2) 被告 Twitter Japan 株式会社 (以下「被告 3-2」といふ。)は、被告 3-1 の完全子会社であり、被告 3-1 と共同してインターネットなどでの情報サービスを提供する日本法人である。
- (3) 以下、共同で経営されてゐる被告 3-1 及び被告 3-2 を併せて「被告 3」といふ。

第三 利用契約について

一 利用契約の法的性質について

- 1 (1) 第1契約ないし第3契約（以下これらを「利用契約」といふ。）は、被告1ないし被告3（以下これらを「SM」といふ。）と原告らを含めSMのサービスを受ける利用者（以下「利用者」といふ。）との間で、SMのサービスを無償にてコンテンツを配信利用できる条件として、SMが事業者との有償契約によつて、事業者が行ふ広告の配信を受諾する契約である。
- (2) このやうな契約は、SM、事業者及び利用者との不可分一体となる三面契約ないしは、SMを諾約者、事業者を要約者、利用者を第三者（受益者）とする第三者のためにする契約であり、いづれにしても不可分一体の関係にある。
- (3) それゆゑ、利用者がSMのサービスを利用することと、広告の配信を受諾することとは、相互に無償とする対価性が認められるので、本件契約は、有償双務契約である。
- (4) なお、被告1-1及び被告1-2、被告2-1、被告2-2及び被告2-3、被告3-1及び被告3-2のそれぞれの関係は、利用契約において連帯した一体的関係にある。

二 利用契約の内容

- 1 (1) 利用者がSMのサービスを利用して配信するコンテンツの表現態様や内容については、原則として制限はない。
- (2) ただし、SMの利用規約には、いかのとほり、ポリシー違反の場合は、コンテンツを削除することができる規定を以下のとおり定めてある。
- 2 (1) 被告1の利用規約には、「偽情報に対するMetaのアプローチ」

<https://transparency.fb.com/ja-jp/features/approach-to-misinformation/>

において、「偽情報により、差し迫った実際の危害が生じる可能性がある場合。例えば、主要な保健機関が誤りであると証明した新型コロナウイルス感染症に関する虚偽の主張およびワクチンに関する虚偽の主張を削除します。これは、安全の確保のために行われる措置です。」とのポリシー条項がある。

- (2) この「主要な保健機関」の中には、WHOが含まれると思はれるが、WHOが「誤りであると証明した新型コロナウイルス感染症に関する虚偽の主張およびワクチンに関する虚偽の主張」を削除の対象とするとしても、これまで「偽情報」ないしは「誤りである」と証明されたものは存在せず、被告1に情報の真偽を判断する能力はなく、その判断は恣意的、独断的なものである。
- 3 (1) また、被告2の利用規約にも、「ワクチンについての誤った情報に関するポリシー」<https://support.google.com/youtube/answer/11161123>

において、「YouTubeは、地域の公衆衛生機関や世界保健機関（WHO）によつ

て安全かつ有効であると認定され、現在接種が実施されているワクチンに関して誤った医学的情報を拡散し、深刻な危害を及ぼしかねないコンテンツを許可していません。これは、ワクチンの安全性、有効性、成分に関して、コンテンツが地域の公衆衛生機関や WHO のガイダンスと矛盾する場合には限られます。」とのポリシー条項がある。

- (2) この「地域の公衆衛生機関」といふのはわが国では厚生労働省であると思はれるが、厚生労働省及び WHO が「現在接種が実施されているワクチンに関して誤った医学的情報」なるものが、どのやうなものであるかは特定されてゐない。
 - (3) また、「安全かつ有効であると認定」されたとする、その認定の基礎となつた事実を弾劾する個々具体的な事実が「誤った医学的情報」であるとの証明がない場合であつても、そのコンテンツを削除できるとはされてゐない。
 - (4) さらに、「深刻な危害を及ぼしかねない」といふのは、ワクチン接種自体であつて、安全性、有効性、成分に関して疑問を提示することは、厚生労働省と WHO の「ガイダンスと矛盾する場合」には該当しない。
 - (5) いづれにしても、被告 2 には、情報の真偽を判定する能力はなく、その判断は恣意的、独断的なものである。
- 4(1) 被告 3 の利用規約にも、「COVID-19 について誤解を招く情報に関するポリシー」

<https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/medical-misinformation-policy>

において、「Twitter のサービスを使って、健康被害をもたらす可能性のある、COVID-19 についての誤った情報や誤解を招く情報を共有することは禁止されています。」として、「COVID-19 のパンデミックについての科学的な理解が深まり続けているにもかかわらず、根強い陰謀説、調査や信頼できる報告に基づかない人騒がせな言い回し、広範囲に及ぶ虚偽の談話や根拠のないうわさが出現しているため、背景情報が示されないと人々が自身の健康について情報に基づく決断を下せなくなっており、個人、家族、コミュニティが危険にさらされています。明らかに誤ったコンテンツ、誤解を招くコンテンツ、重大な損害（ウイルスへの暴露を増やす、公衆衛生システムに悪影響もたらす、など）をもたらす可能性のあるコンテンツは Twitter 上で共有することが禁止されています。これには、COVID-19 ウイルスの性質、感染防止策、症状の緩和または治療の方法、またはその他の予防措置の効果性や安全性、健康についての勧告に伴う政府の規制、制限、除外規定、COVID-19 に関連するウイルスのまん延または感染や死亡のリスクについて、誤解を招く可能性のあるコンテンツを共有することが含まれます。」とのポリシー条項がある。

- (2) しかし、被告 3 には、前記 2 及び 3 と同様に、「誤った情報や誤解を招く情報」であるか否かの情報の真偽を判定する能力はなく、その判断は恣意的、独断的なものである。
- 5 なほ、前記 2(1)、3(1)及び 4(1)に記載したポリシー条項を、以下において一括して「ポリシー条項」といふ。

三 「世界人権宣言」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」について

- 1 世界人権宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際規約は、いずれも当事者が属する国家が批准した国際条約である。
- 2 世界人権宣言第8条によれば、「すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。」として、何人も基本的人権は保障され、これを侵害する行為については、被害者の所属する国家が裁判権を有することを規定してゐる。
- 3 また、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条第1項によれば、「すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。」とあり、同条第2項は、「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」とあつて、同条第3項は、「2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがつて、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によつて定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
(a) 他の者の権利又は信用の尊重、 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」と定める。

四 準拠法について

- 1 (1) 被告1の利用規約には、「利用者が消費者に該当する場合、本規約または Meta 製品に起因または関連して利用者が弊社に対して行う請求、訴えの提起または紛争については、利用者の居住国の法律が適用され、その請求は、当該国における当該請求の管轄裁判所で解決することができます。」と定めてゐる。
- (2) このことは、準拠法については、法律行為の成立及び効力に関して定めた法の適用に関する通則法（以下「法適用通則法」といふ。）第7条ならびに不法行為によつて生ずる債権の成立及び効力に関して定めた同法第17条を踏まへて、いづれもわが国の法令が適用され、わが国に裁判管轄権があることになる。
- 2 (1) 被告2の利用規約には、「本規約、サービス固有の追加規約、または関連するすべてのサービスに起因または関連して生じた紛争には、抵触法の規定に関係なく、カリフォルニア州法が適用されるものとします。これらの紛争は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタクララ郡内に所在する裁判所においてのみ解決できるものとし、ユーザーと Google はその裁判所の対人管轄権に同意するものとします。適用される現地の法律により、これらの紛争をカリフォルニア州の裁判所において解決できない範囲で、ユーザーの居住地の裁判所に当該紛争を申し立てることができます。同様に、適用される現地の法律により、ユーザーの居住地の裁判所においてこれらの紛争の解決にカリフォルニア州法を適用できない範囲で、当該紛争はユーザーの国、州、またはその他居住地に適用される現地

の法律に準拠するものとします。」と定めてある。

- (2) しかし、本件の利用契約のやうに、被告2のやうに、利用者に対して圧倒的に優越的地位にある者が一方的に定めた附合契約は、契約自由の原則に違反し、準拠法をカリフォルニア州法とし、裁判管轄権をアメリカ合衆国カリフォルニア州サンタクララ郡内に所在する裁判所とすることは利用者に不能を強いるものであつて公序良俗に違反するものであるから無効である。
 - (3) つまり、法適用通則法第42条は、「外国法によるべき場合において、その規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するときは、これを適用しない。」とあるからである。
 - (4) この公の秩序又は善良の風俗とは、前記三の「世界人権宣言」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を含む者である。
 - (5) 従つて、本件は、上記(1)の第2文及び第3文が適用される事案であり、ユーザー（利用者）の居住地法が適用され、居住地の裁判所に管轄権が認められることになる。
 - (6) そして、利用者に一方的に不利な前記(1)の規定は無効となり、法適用通則法第7条の準拠法の選択がなかつたことになるので、同法第8条の「法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。」との規定によつて、利用者の常居住地法となり、わが国の法が適用される。
 - (7) さらに、法適用通則法第11条は、消費者契約の特例として、「消費者（個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）と事業者（法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下この条において同じ。）との間で締結される契約（労働契約を除く。以下この条において「消費者契約」という。）の成立及び効力について第七条又は第九条の規定による選択又は変更により適用すべき法が消費者の常居所地法以外の法である場合であっても、消費者がその常居所地法中の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対し表示したときは、当該消費者契約の成立及び効力に関しその強行規定の定める事項については、その強行規定をも適用する。」として、後記五及び六のとほり、独占禁止法及び消費者契約法の強行規定が適用されるのであるから、原告らは、本訴状を以て、これらの特定の強行規定を適用すべき旨の意思表示を被告2になすものである。
 - (8) よつて、被告2についても、わが国の法令が適用され、わが国に裁判管轄権を有することになるのである。
- 3(1) 被告3の利用規約には、「EU、EFTA 諸国または英国以外の国に居住しているユーザーの場合（米国に居住しているユーザーの場合も含まれます）、本規約およびユーザーと Twitter の間に発生する紛争には、準拠法の選択に関する規定を除き、カリフォルニア州法が適用されます。本規約または本サービスに係るあらゆる紛争は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ郡に所在する連邦裁判所または州裁判所に専属的に提起されるものとし、ユーザーは、人的管轄権

に同意し、法廷地の不都合についての抗弁を放棄するものとします。ユーザーがアメリカ合衆国の連邦政府、州政府、地方政府機関で、本サービスを公的な立場で利用しており、前項の準拠法、管轄および裁判地に関する条項を受け入れることが法的にできない場合には、当該条項はユーザーには適用されません。このようなアメリカ合衆国の連邦政府機関のために、本規約と本規約に関連する活動には、（準拠法の選択に関する規定を除き）アメリカ合衆国の法律が適用され、連邦法が存在しないまたは連邦法の下で許容される範囲においては、（準拠法の選択に関する規定を除き）カリフォルニア州法が適用されます。本規約のいずれかの規定が無効あるいは法的強制力がないと判断された場合、その規定は必要最小限の範囲で制限されるかまたは失効しますが、本規約中のその他の規定は引き続き完全な効力と効果を維持するものとします。Twitter が本規約のいずれかの権利または規定を行使しない場合にも、これをもってその権利または規定が放棄されたとはみなされません。」と定めてある。

- (2) これらについて、まづ、「本規約およびユーザーと Twitter の間に発生する紛争には、準拠法の選択に関する規定を除き、カリフォルニア州法が適用されます。本規約または本サービスに係るあらゆる紛争は、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ郡に所在する連邦裁判所または州裁判所に専属的に提起されるものとし、ユーザーは、人的管轄権に同意し、法廷地の不都合についての抗弁を放棄するものとします。」とする点は、準拠法の選択における法適用通則法に基づき、同法第 42 条ならびに前記三の「世界人権宣言」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の規定により無効であるため、前記 2 と同様に、わが国の法令が適用され、わが国に裁判管轄権を有することになるのである。

五 独占禁止法の適用について

1 利用者の事業者性

- (1) 利用者は、SM のサービスを利用し、広告の提供を行ふ事業者からの広告の配信を受信する者であるので、独占禁止法第 2 条第 1 項後段の「みなし事業者」である。
- (2) すなはち、同項は、「この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。」とし、利用者は、同項後段の「その他の者」に該当する。
- (3) また、利用契約は、それ自体が単独で成立して機能するものではなく、SM、事業者及び利用者との不可分一体となる三面契約ないしは第三者のためにする契約として、不可分一体の関係にある 1 個の契約の構成要素に過ぎないので、全体としての事業契約の当事者として、利用者には事業者性が認められる。
- (4) さらに、仮に、これらが認められなくても、原告らは、後述するとおり、それぞれ弁護士、医師、●●●●などの職業による事業を行ふ者であるので、同項前

段の「その他の事業を行う者」に該当する。

2 独占禁止法第 24 条の適用

- (1) 独占禁止法第 24 条は、「第 8 条第 5 号又は第 19 条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」と規定し、請求権者は、「利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」であつて、事業者に限定されておかない。それゆゑ、仮に、原告らが事業者でなくても、同条の請求権者となる。
- (2) また、SM は、同法第 2 条第 1 項前段の事業者であるので、同法第 8 条第 5 号又は第 19 条の規定に違反する行為の主体として同法第 24 条の適用を受ける者となる。

六 消費者契約法の適用について

- 1 利用者は、消費者契約法第 2 条第 1 項の「消費者」であり、SM は、同条第 2 項の「事業者」であつて、SM と利用者との利用契約は同条第 3 項の「消費者契約」であるので、利用契約は、消費者保護法の適用を受けるものである。
- 2 また、同法第 10 条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」とあるので、利用契約におけるポリシー条項の違反を理由に利用者のコンテンツを削除することができる。と附合契約の付款条項は、すべて民法第 1 条第 2 項の信義誠実の原則に違反し、かつ、民法第 90 条の公序良俗に反するものであるから無効であり、それに基づいて削除する行為は違法である。

七 ポリシー条項の無効性について

- 1 ポリシー条項には、「偽情報」、「虚偽の主張」、「誤った医学的情報」、「誤った情報」、「誤解を招く情報」を禁止するのであるが、これを判断しうる客観的な基準とその公正かつ中立的な判定者の定めが存在しない。
- 2 また、WHO は、公正かつ中立的な判定者ではなく、正確な医学的情報を保有してゐないため、判定者としての適格性はない。
- 3 それゆゑ、ポリシー条項は、前記三、五及び六の法令に違反する上に、その条項自体が「曖昧ゆゑに無効」または「漠然性ゆゑに無効」(void for vagueness) ないしは「明確性の原則」(Principle of clarity) の理論により、それ自体が無効である。

- 4 また、虚偽であるか否かの判定者が被告ら自身であるとすれば、被告らの随意に委ねることの不公正を認めない衡平法（equity）やこれに依拠するクリーンハンズ原則（Clean Hands Principles）に違反するために無効である（民法第 134 条参照）。

第四 被告らの違法行為とそれによる損害

- 一 原告第 1-1、原告第 2-1 及び原告第 3-1 は、いずれもポリシー条項に違反した事実がないにもかかわらず、第 1 侵害行為目録ないし第 3 侵害行為目録のとほり、被告らから恣意的にコンテンツを削除され、表現の自由等を侵害されたものである。
- 二 1 原告第 1-1 が被告 1 から受けた侵害行為は第 1 侵害目録のとほりであり、原告第 2-1 が被告 2 から受けた侵害行為は第 2 侵害目録のとほりであつて、さらに、原告第 3-1 が被告 3 から受けた侵害行為は第 3 侵害目録のとほりである。
- 2 これらの侵害行為は、SM の利用規約に違反するものであつて、恣意的かつ独断的なものであつて違法である。
- 3 また、原告らは、SM のサービスを利用してコンテンツを発信し、ワクチンの安全性、有効性などに疑問があり、それが有害かつ危険であることについての客観的証拠を提示したことによつてコンテンツを削除されるといふ侵害行為を受け、あるいは将来において同様の発信をすることによつてそのコンテンツを削除され、侵害行為を受ける恐れ抱き続けてゐる。
- 4 SM は、利用契約におけるポリシー条項が違法無効であることから、原告ら利用者のコンテンツを削除することは利用契約の債務不履行であるため、削除されたコンテンツを復元して原状回復させる義務がある。
- 5 また、原告らは、SM が行つた削除等の侵害行為及び侵害行為を受ける恐れによる精神的苦痛の損害を受けてゐる。
- 二 1 被告国は、原告らを含む国民に対して、憲法第 21 条の表現の自由を保障し、表現の自由などが私人間においても実質的にこれらが保障されるやう国政の上で最大の尊重を必要とする義務を負つてゐるものである（憲法第 13 条）。
- 2 また、被告国は、現法第 98 条第 2 項（日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。）により、前記第三の三で述べた「世界人権宣言」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を誠実に遵守する義務がある。
- 3 ところが、国は、立法、行政及び司法の各機関において、SM によつて寡占化されて国民の言論空間において保障されるべき表現の自由をポリシー条項によつて制限され、しかも、これに代はりうる国独自の新たなソーシャルネットワークの構築を怠つて、SM による表現の自由の制限を黙認し続けてきたことは、不作為の違憲違法行為に他ならない。
- 4 従つて、原告らは、これを怠り続けてゐる国の不作為を是正させるために、行政事件訴訟法第 4 条の実質的当事者訴訟として、原告らと国と憲法及び条約上の公法的な法律関係に基づき、当該不作為が違憲違法であることの確認の訴を提起し、被告ら全員に対して、債務不履行ないしは不法行為を理由とする損害賠償を請求する

権利がある。

- 5 被告らの故意共同ないしは過失共同による共同不法行為によつて、原告らが蒙つた損害は、これを金銭に見積もることは困難ではあるが、あへて評価するとすれば、原告 1 人当たり金 30 万円を下らないものである。

第五 結語

- 一 請求の趣旨第一項ないし第三項の各 1 については、SM に対する利用契約に基づく完全履行請求としての侵害停止及び原状回復の請求であり、各 2 については、侵害予防請求である。
- 二 請求の趣旨第四項については、行政事件訴訟法第 4 条の実質的当事者訴訟として、原告らと被告国と憲法及び条約上の公法的な法律関係に基づき、当該不作為が違憲違法であることの確認の訴である。
- 三 請求の趣旨第五項については、被告らに対して、その共同不法行為による損害賠償（被告国に対しては国家賠償を含む）を請求するものである。
- 四 よつて本訴を提起する。

添付書類

- | | |
|----------------|-----|
| 一 訴状副本（英訳文を含む） | 7 通 |
| 一 訴訟委任状 | 通 |

当事者目録

原告 別紙原告第1目録ないし原告第3目録のとほり。

〒530-0047 大阪市北区西天満 3-10-3

ARK 西天満ビル 4階

電話 06-6809-2562

FAX 06-6809-2563

上記原告兼その余の原告ら訴訟代理人

弁護士 木原功仁哉

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル 2階（送達場所）

電話 075-211-3828

FAX 075-211-4810

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 南出喜久治

アメリカ合衆国 カリフォルニア州メンローパーク

被告 Meta Platforms, Inc.

代表者 CEO マーク・ザッカーバーグ

〒106-0032 東京都港区 虎ノ門 1丁目 17番 1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー

被告 Facebook Japan 株式会社

代表者代表取締役 ダミアン・ヨ・グァン・ヤオ

アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー・アンフィシアター・パークウェイ 1600番

被告 Google LLC

代表者 CEO サンダー・ピチャイ

アメリカ合衆国カリフォルニア州サンブルーノ・チェリー通り 901

被告 YouTube LLC

代表者 CEO スーザン・ウォシッキー

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-21-3 渋谷ストリーム

被告 グーグル合同会社

代表者代表取締役 奥山真司

アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ

被告 Twitter 株式会社

原告第 1 目錄

1 原告第 1-1

- (1)① 住所
- ② 氏名
- (2)① 住所
- ② 氏名
- (3)① 住所
- ② 氏名

2 原告第 1-2

- (1)① 住所
- ② 氏名
- (2)① 住所
- ② 氏名
- (3)① 住所
- ② 氏名

原告第 2 目錄

1 原告第 1-1

- (1)① 住所
- ② 氏名
- (2)① 住所
- ② 氏名
- (3)① 住所
- ② 氏名

2 原告第 1-2

- (1)① 住所
- ② 氏名
- (2)① 住所
- ② 氏名
- (3)① 住所
- ② 氏名

原告第 3 目錄

1 原告第 3-1

- (1)① 住所
- ② 氏名
- (2)① 住所
- ② 氏名
- (3)① 住所
- ② 氏名

2 原告第 3-2

- (1)① 住所
- ② 氏名
- (2)① 住所
- ② 氏名
- (3)① 住所
- ② 氏名

第 1 侵害行為目録

- 1 原告第 1 目録 1(1) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

- 2 原告第 1 目録 1(2) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

- 3 原告第 1 目録 1(3) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

第 2 侵害行為目録

- 1 原告第 2 目録 1(1) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

- 2 原告第 2 目録 1(2) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

- 3 原告第 2 目録 1(3) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

第 3 侵害行為目録

- 1 原告第 3 目録 1(1) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

- 2 原告第 3 目録 1(2) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様

- 3 原告第 3 目録 1(3) (原告) に対する侵害行為
 - (1) 日時
 - (2) 態様